

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 西知多医療厚生組合

I 職員の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	65.5 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	52.4 %
全職員	58.9 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	48.7 %
本庁課長相当職	59.1 %
本庁課長補佐相当職	96.0 %
本庁係長相当職	69.6 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	- %
31～35年	- %
26～30年	- %
21～25年	- %
16～20年	76.6 %
11～15年	58.9 %
6～10年	54.7 %
1～5年	64.2 %

【説明欄】

- 職員の給与は、条例等に基づき決定しており、制度上、職員の給与の男女の差違は生じません。
- 当組合は、西知多総合病院を所管しており、相対的に給与水準の高い職種である医師の割合について、男性職員が78.8%と多いため、女性の給与の割合が低くなっていると考えられます。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	50.0%

【説明欄】

○割合は令和7年4月1日時点の職員数から算出しています。
○当組合は、行政職給料表（１）の６級以上、医療職（１）の３級以上、医療職（２）の６級以上、医療職（３）の５級以上の職に相当する職務についている者を指します。

Ⅲ 各段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	54.6 %
本庁課長相当職	47.8 %
本庁課長補佐相当職	71.1 %
本庁係長相当職	62.7 %

【説明欄】

○割合は令和7年4月1日時点の職員数から算出しています。
○当組合は、西知多総合病院を所管しており、職員構成比として女性看護師の割合が高いため、各区分とも概ね女性職員の割合が高くなっています。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	40.0 %
女性	100.0 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	%	%	—	—
1 週間以上 2 週間未満	%	%	—	—
2 週間以上 1 月以下	%	%	—	—
1 月超 3 月以下	25%	%	—	—
3 月超 6 月以下	50%	%	—	—
6 月超 9 月以下	%	6.7%	—	—
9 月超 1 2 月以下	%	33.3%	—	—
1 2 月超 2 4 月以下	25%	%	—	—
2 4 月超	%	60%	—	—

【説明欄】

会計年度任用職員に係る育児休業については、体系的な家族状況の把握を行っていないため、集計対象となるべき者の有無が確認できず、取得率及び分布状況が公表できません。これは、会計年度任用職員は、常勤職員と異なり子の出生に伴う各種手続が必ずしも必要とならないことから、これらの手続に伴う家庭状況の把握ができないためです。なお、女性の会計年度任用職員については、産前産後休暇の申請に基づき集計を行うと取得率は 100%となります。しかしながら、この手法では産前産後休暇を申請していない職員がいる可能性を排除できず、数値の正確性を担保できないため、正式な取得率及び分布状況として公表できません。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和 7 年度
内部部局等	13.4 時間／月
内部部局等以外	— 時間／月

【説明欄】

本組合は、東海市と知多市の 2 市からなる一部事務組合で、両市の病院事業、ごみ処理事業などそれぞれ独立して事業を運営しているため、内部部局等と内部部局等以外で区分することが難しいため、組合全体として一括して内部部局等で表記しています。